

## 遺言と付言(ふげん)

(株)三商 内藤 雄

家庭裁判所へ持ち込まれる遺産相続をめぐる争いが増え続けています。有名人の相続争いもマスコミが興味ぶかく取り上げています。親戚や友人・知人が相続でもめているらしい話も入ってきます。「あなた、ちゃんと書いておいてね」と奥様に言われ複雑な気持ちになっている方も多いと思います。遺言はあった方がいいのは分かっているけど、ウチは大丈夫だと思いたいし、まだ自分の死を考えたくないのだから「いずれ」「そのうち」と、つい先送りになりがちです。

いよいよ高齢化社会に突入し、毎年100万人が亡くなる時代になりました。また、団塊世代が一斉に退職する時期を迎えます。そこで「相続がビジネスになる」と、信託銀行・生保・証券会社は資産家の囲い込みを仕掛けています。

「遺言」を切り口にしたセミナー・講演会は満員です。ここでは「賢い遺言書の書き方」「自筆証書遺言と公正証書遺言のメリット・デメリット」などを教えてくれます。教える側も熱心に遺言の知識を勉強しています。先日、その相続のプロの人達の勉強会で質問したところ、自分で遺言を書いたことのある人は一人もいませんでした。はたして自分で遺言を書いたことのない人が、人に「遺言を書きましょう」とアドバイスする資格があるのかと自問します。知識だけでなく、遺言する人の気持ちを理解しようと努め、その家族の幸せを願うアドバイザーでありたいと思います。

深夜、一人きりになって真剣な気持ちで遺言を書いてみようと思いがちです。記憶をたどり、自分の人生を振り返ってみます。幼い子供の頃 父・母の顔 入学・卒業そして就職 結婚 子どもの誕生 家の購入 転職……。いろいろなことが思い出されます。そして、子どもの病気 妻の苦勞 親の介護 予期せぬ不幸 仕事の行きづまり……。つらく苦しいことのほうが多く鮮明に思い出されます。「よくやってきた。家族があったからこそまで頑張れた。ありがたい……。」ペンを置き、腕を組み、深く息をします。気がつくと便箋は涙でぬれています。もう遺言は書けません。「財産分けのことなどたいしたことじゃない。とにかく家族仲良くやってくれ。願いはそれだけだ。」に行き着きます。そして、遺言を書くということがこれほど重いものなのかと気づきます。もう「遺言を書きましょうね」と気軽には言えなくなります。

それでも、財産の額にかかわらず遺言は書くべきです。しかも元気なうちに夫として、親として、残される者への思いやりを残すべきです。遺言がない場合の法定相続分での財産分けは、多くの悲劇を引き起こしています。

遺言を書くときに大切なのが「付言(ふげん)」です。「長男には 〇〇を、次男には 〇〇を、長女には 〇〇を」と、財産分けのことだけを書いたのでは、ま

るで成績表のようです。子供達からは「なぜ?」「どうして!」と不満が出ます。聞きたくても、そのとき親は既に亡くなっています。どう生きてきたのか、なぜこう決めたのか、どう生きて欲しいのか。遺言を書こうとして涙した思いを伝えるのが付言です。この付言には、法的な拘束力はありません。それでもいいのです。親の思いは子供達に必ず伝わります。だからもめません。もしもめても、「遺留分減殺請求権」などという凶器を持ち出す機会は減ります。

遺言は重いものです。それを支えるのが付言です。遺言は付言にこそ意味があります。遺言と付言はセットです。このことを、遺言へのアドバイスにかかわる者として心しておきたいと思います。